

相活士月刊メールマガジン 11月号 ～ VOL25～

相活士事務局です。第 25 回目のメールマガジンとなっています。

ついにこの資格も 3 年目です。最後までご一読下さい。

なお、相活士の方には週に 2 回、遺言相続ドットコムの記事をみなさんのメールアドレスに（原則火曜と金曜日）送付しております。こちらの方もぜひご一読ください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

目次

1. 遺言における“付言事項”
2. メディア掲載情報
3. 養子縁組した場合の相続について（よくある質問）
4. 相活士の更新が 1 年から 2 年に変わります
5. 相活士復活制度のお知らせ
6. 更新を迎える方へ
7. 相活士行動理念

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

1. 遺言における“付言事項” ～家族への最後のメッセージ～

遺言の必要性については、もう十分にご理解いただいていると思いますが、遺言の「付言事項（ふげんじこう）」というものをご存じですか？

一般的に公正証書遺言を公証役場で作っても意外とここはあまり重視されていません。しかし、付言事項の重要性について触れてみたいと思います。

遺言の内容には、法的効力を持つ「法定遺言事項」と、法的効力はないですが書いておきたい「付言事項」の 2 つがあります。法定遺言事項だけ書けば遺言書としての効力は生じますが、それに加えて付言事項を書くことによって、なぜそういう遺言をしたのか、家族への想いを伝えることができます。遺言の内容が格段に濃いものになるのです。

まず、法定遺言事項についてですが、「自宅の土地・建物は妻に相続させる」とか「(献身的に介護をした長男の嫁である) ○○さんに現金 300 万円を遺贈する」といった“相続分の指定”や“遺産分割方法の指定”など財産の処分・分配に関する事、“子の認知”や“相続人の廃除”など相続人に関する事があります。一般的に遺言書としてイメージされてい

るものですね。これらの記載がないと、遺言書としての意味がありませんので、法定遺言事項は必ず書きます。

一方、付言事項は、法定遺言事項“以外”の内容で、具体的には“感謝の気持ち”や“遺言を書いた経緯”などがあります。自由に何を書いても構いません。付言事項には法的効力はありませんが、被相続人の想いを伝えることで、被相続人の意思（遺言の内容）が尊重されやすくなります。遺言を実行してもらうために強い影響力があるといえます。そのおかげで、相続トラブルを回避できたり、円満な相続ができたりするケースもたくさんあります。

付言事項を書く位置としては、まず法定遺言事項をすべて書き、その次に付言事項を書きます。（そして、最後に日付、住所、氏名を書いて押印します。）

「付言事項」と記して、その下に付言事項の内容を書けば、そこが付言事項であると明確になります。（もし「付言事項」と記さなかったとしても問題はありません。）

それでは、付言事項のポイントを見てみましょう。

■感謝の気持ちを書く

付言事項を書く上でもっとも大切なのは感謝の気持ちを伝えることです。

具体的に、誰に対して、何を感謝しているのかを書きましょう。思い出やエピソードを添えらるとなおよいです。

■遺言の内容についての経緯を書く

どうしてそのような遺言をするに至ったのか、その経緯や想いを伝えておくことも大切です。

遺産の分け方だけを書いている遺言では、内容に不満がある、遺留分を侵害された、といった不平不満が少なからず出てきます。それが大きな相続トラブルへと発展することもあるのです。トラブルを防ぐために遺言を作成したはずなのに、その内容に不満を持つ人が現れるとせっかくの遺言が逆効果になることもあります。そうならないように、なぜそのような遺言になったのかを書いておきましょう。

■ほかにも書いておきたいことは書く

何を書くのも自由です。“感謝の気持ち”や“遺言の経緯”のほかに、どんな人生だったかなども書いておくとよいでしょう。また、自分の死後に関することを書いておくこともオススメです。具体的には、葬儀に関すること（例えば、葬式はしなくてもよい）や、遺品の処分に関することなどです。このような死後の処理に関する内容を書いておくことで相続人への負担が減ることも多いです。

■否定的な内容は書かない方がよい

家族からイヤなことをされたとか、ほとんど顔も見せなかった子どもがいる場合など、愚痴や嫌味を書きたくなることもあります。否定的な内容は書かないことをオススメします。その遺言を相続人が読むとき、遺言をした本人はもういません。本人がいない中で否定的な文章を読むと、その文章だけが独り歩きして家族の間に大きなしこりを残すことがあります。否定的なことを書かれた相続人が、誰かが親にあらぬことを吹き込んだのではないかと疑ったりして、取り返しのつかない事態になることもあるのです。

「幸せな人生だった。今まで本当にありがとう！」

「母さんのことをよろしく頼んだぞ！」

「兄弟仲良く、支え合って生きていくこと。いつまでもあなたたちのことを見ているからね。」

「財産は平等に分けました。みんなに対する私の想いは平等だから。」

これまでいろいろうご相談を受ける中で、たくさんの遺言書を拝見させていただきましたが、どれも感動的な内容の付言事項ばかりです。

想像してください。

皆さんはまさに今、遺言書を書いているところです。

法定遺言事項はすべて書き終わり、あとは最後に付言事項を書くだけ。

さあ、どんな付言事項、どんな家族へのメッセージを残しますか？

ぜひ一度、紙に記してみてください。

涙が込み上げてくる方もいらっしゃるでしょう。

家族への想いを再認識したり、具体的に終活を始める（遺言書を作る）きっかけにもなるでしょう。

夫や妻に対して、決して恨みつらみがこもった内容にだけはならないように・・・(笑)

☆☆★☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆

2. メディア掲載情報

代表理事の江幡が講談社・現代ビジネスでの新連載が11月5日火曜日にアップされました。今回は空き家問題です。Yahoo!ニュースにも転載され、またこの記事がきっかけでNHKのクローズアップ現代の取材も受けています。

「相続放棄したのに…ゴミ屋敷に100万払わされた30代女性の勘違い」

<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/68142>

URLで該当サイトへ飛ばない方は、「現代ビジネス 江幡」で検索してみてください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

3. 養子縁組した場合の相続について（よくある質問）

相続（税）対策の一つとして、養子縁組を検討される方もよくいらっしゃいます。

- ・相続税の基礎控除（3000万円＋600万円×法定相続人の数）が増える。
- ・生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人の数）が増える。
- ・死亡退職金の非課税枠（500万円×法定相続人の数）が増える。

※ただし、上記算出にあたって法定相続人の数に算入できる養子は、実子がいる場合は一人まで、実子がない場合は二人まで。

- ・遺産を確実に承継させることができる。

以上のようなメリットがありますよね。

養子縁組をした場合の相続についてもよく質問を受けますので、ここで少しご紹介します。

相続において、養子と実子の間に権利の違いはありません。養子も実子同様に相続人になることができますし、同じ割合で財産を受け取ることができます。

養子縁組には「普通養子縁組」と「特別養子縁組」があります。

養子が誰の財産を相続できるかは、普通養子縁組か特別養子縁組かによって結論が異なります。

■普通養子縁組の場合

普通養子縁組とは、いわゆる世間一般的な養子縁組のことで、特別養子縁組と区別するために、普通養子縁組と呼ばれます。普通養子縁組では、養親との間に法律上の親子関係が成立しますが、実親との親子関係が解消されるわけではありませんので、普通養子縁組によって養子となった人は、2組の親を持つことになります。

実方（実親方の親族）と養方（養親方の親族）の両方に対して、相続権や扶養を受ける権利および義務を持ち、法定相続分も実子と変わりません。

なお、実親に対しては父母の両方の相続権を持ちますが、養親については、父母の片方としか養子縁組していないケースもあり、その場合は、養子縁組している方に対してしか相続権を持ちません。

また、実方、養方に関わらず、親が祖父母よりも先に亡くなった場合は、代襲相続人として祖父母の遺産を代襲相続することも可能です。さらに、養方の兄弟姉妹に子も直径卑族もない場合、その兄弟姉妹に対しても相続人となります。

■特別養子縁組の場合

特別養子縁組とは、子どもの福祉の増進を図る目的で、実親との親子関係を解消し、養親のみが法律上の親となります。子どもの福祉の増進とは、例えば子どもが実親から虐待を受けていたり、経済的に著しく困窮して育てられなかったりするときに、その状態を解消することをいいます。

実親の財産を相続する権利や、実親から扶養を受ける権利は、特別養子縁組をすることによって消滅します。

特別養子縁組の場合は、必ず夫婦揃って養親になります。

養方の相続については、実子とまったく同じ権利を持ちます。

■離縁（＝養子縁組の解消）後は相続できない

普通養子縁組は離縁（養子縁組による親子関係を解消すること）することもできますが、離縁後は養方との親子関係は無くなり、養方の相続をすることはできません。なお、離縁前に開始した相続については、離縁は影響しないため相続することができます。また、養親の死後に離縁する死後離縁の場合も、養親の遺産を相続することが可能です。

なお、特別養子縁組は原則として離縁することはできませんが、要件を満たせば、家庭裁判所が離縁を認めることがあります。その場合、普通養子縁組と同様、離縁後は、養方の相続をすることはできませんが、離縁前に生じた相続には影響を及ぼしません。また、特別養子縁組では、実親との親子関係が消滅しますが、離縁によって復活することになります。復活後は、実親の相続をすることができるようになります。

■養子の子どもによる代襲相続について

養子の子どもは代襲相続ができる場合とできない場合があります。

民法では、養子縁組の前に養子に子どもがいた場合、その子どもと養親（＝祖父母）の間には法定血族関係が生じません。この場合では、養子が亡くなっているとき、養子の子どもには、養親（＝祖父母）の代襲相続は認められません。

一方、養子縁組をした後に養子に子どもが生まれた場合は、その子どもと養親（＝祖父母）には法定血族関係が生じるので、養子が亡くなっているとき、養子の子どもは養親（＝祖父母）の代襲相続をすることができます。

つまり、養子の子どもの出生が、養子縁組より先なのか後なのかで結論が異なります。

- ・養子縁組前の養子の子どもは代襲相続人になりません。
- ・養子縁組後の養子の子どもは代襲相続人になります。

☆☆★☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆ ☆☆☆☆☆

4. 相活士の更新が1年から2年に変わります

8月下旬に発送しました相活士新聞にもある通り、更新が1年から2年に変わります。例えば、2019年3月に合格した方は、翌年の2020年2月あたりに更新書類が届きます。その書類は2年更新（更新料3,000円×2年の6,000円税別です）となりますので、更新手続き完了後、新しい相活士認定証と相活士名刺が届きます。更新を忘れてしまわぬよう、協会からの郵送物はチェックしてください。また勤務先の変更等も漏れなく協会宛ご連絡をお願いします。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

5. 相活士復活制度について

相続終活専門士に合格したけれども、「更新時に更新書類を提出するのを忘れてしまった」、とか、「ここまで相続や終活について世間的な認知が高まるとは思わなかった」等の理由で、「もう一度相活士として名乗りたい」という方が増えています。そこで、更新料3,000円（税別）プラス事務手数料1,500円（税別）で再度相活士の更新を承ります。もし皆様のお知り合いで「かつて相活士に合格したけど更新していない」という人がいらっしゃった場合、アナウンスしていただければと存じます。相活士の復活をされた方は再度認定証を交付いたします。尚、現時点で復活制度を利用した場合の再テストは予定しておりませんが、今後は再テスト（おそらく25問程度）を行うことになると思いますのでお含みおきください。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

6. 更新を迎える方へ

相活士取得から1年が経過する前に皆様の勤務先に更新書類をお送りいたします。更新料は2年分になりまして、250円×12か月×2年＝6,000円（税別、税込みだと消費税アップで6,600円）にいたします。
※更新書類が届かなくなるので必ず異動があった場合、事務局(03-5210-1233)もしくはinfo@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。皆様のお手元には①口座自動引去の用紙、②返信用封筒、③更新チラシが送付されますので、①の口座引去りの用紙にご記入の上、②の返信用封筒で投函ください。①の書類が確認できましたら、2019年度の会員証を郵送いたします。
※なお、ご希望の方には年会費の銀行振り込みでの更新も対応いたします。ご希望の方は協会へご一報ください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

7. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします

具体的には

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お申込みやお問い合わせは一般社団法人 相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆